

## 熱田ブランド+（プラス）におけるイベント情報等掲載基準

### （趣旨）

第 1条 この基準は、熱田ブランドの推進のための取り組みや情報など、熱田の魅力発信のために、民間企業等のイベント情報等を掲載することに関して、熱田ブランド+（プラス）の事務局が保有する情報発信ツールへのイベント情報等の掲載の可否を判断する場合などに必要な基準を定めるものである。

### （情報発信ツールの種類）

第 2条 この基準において、情報発信ツールとは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 熱田ブランド+（プラス）のウェブサイト
- (2) 熱田ブランド+（プラス）のInstagram
- (3) 熱田ブランド+（プラス）の事務局が作成する印刷物
- (4) その他熱田ブランド+（プラス）の事務局が別に定めるもの

### （規制業種又は事業者）

第 3条 次の各号に定める業種又は事業を営む者のイベント情報等は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

### （掲載基準）

第 4条 次の各号に定めるものは、情報発信ツールに掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 熱田の魅力発信という目的に適さないおそれがあるもの
  - イ 熱田ブランド推進事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - ウ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - エ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - オ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

- カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
  - ケ 社会的に不適切なもの
  - コ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) イベント又はイベント情報等に次のいずれかの内容や表現を含むもの
- ア 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
  - イ 虚偽の内容を表示するもの
  - ウ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - エ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - オ 責任の所在が明確でないもの
  - カ イベント情報等の内容が明確でないもの
  - キ 水着等及び裸体姿等でイベント情報等の内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又はイベント情報等の内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
  - ク 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ケ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - コ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - サ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現
  - シ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、掲載するイベント情報等として不適当であると認められるもの

#### (個別の基準)

第 5 条 この基準に規定するもののほか、情報発信ツールの性質に応じて、イベント情報等の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、熱田ブランド+（プラス）の事務局で協議のうえ、別途基準を作成するものとする。

#### (ウェブサイトに関する基準)

第 6 条 ウェブサイトへのイベント情報等に関しては、ウェブサイトに掲載するイベント情報等だけでなく、当該イベント情報等が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

#### (イベント情報等の掲載依頼者の責務)

第 7 条 イベント情報等の掲載依頼者は、イベント情報等の作成、内容その他当該イベント情報等に関する一切の責任を負う。

- 2 イベント情報等の掲載依頼者は、第三者からイベント情報等に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

#### 附 則

この基準は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。